

委員会提出議案第1号

新型コロナウイルス感染症に関わる安心安全な生活を確保するための決議

地方自治法第109条第6項及び小野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年5月29日

小野市議会議長 小林 千津子 様

議会運営委員会委員長 前田 光教

(理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言が解除された今、経済をはじめ生活の再建と再生が求められており、行政機関との連携と情報共有により、市民の皆様の日常生活の確保、地域経済を元に戻す市民力・地域力を支えるため。

新型コロナウイルス感染症に関わる安心安全な生活を確保するための決議

この度の新型コロナウイルス感染症は、国難として全国民が緊急事態宣言に応え、ようやくその規制が解かれた。今後は経済をはじめ、生活等の再建と再生が必要となり、各自治体は今迄以上に国・県と連携しながら各地域の特性に応じた対応をしていく必要がある。

正に基礎自治体の果たすべき役割が明確化し、また地方議会も同様にその機能を果たさなければならない。

そこで、我々小野市議会は市民の安心安全を確保するため、二元代表制の元に行政機関との強固な連携と共に、情報共有と実効性を発揮し、新型コロナウイルス感染症から受けたあらゆる影響に対し、改善に向けて全力で取り組むことを再認識した。

第421回市議会臨時会（令和2年5月12日）で新たな議会構成が整い、前年度からの引継と緊急事態宣言が解かれた今だからこそ、中長期の検討に備え、既存委員会の連携を図るため、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長で構成する「新型コロナ協議会」を設置し、議会体制を整え下記のとおり取り組むものである。

1. 持続可能な経済生活と、地域経済の活力を見出す。
2. 医療と福祉社会の充実を図り、感染症と共存しながら安全を確保する。
3. 教育を受ける権利を守り、現場環境を整え未来に繋ぐ。
4. 情報の発信と啓発の充実を図り、心豊かなまちを築く。
5. 総合的支援の確立を図っていく。

我が市議会に求められているのは、新型コロナウイルス感染症に怯えることなく、市民生活の安心感（幸福度）を追求していくことであり、市民の皆様の何気ない日常生活の確保、影響を受けた地域経済を元に戻し、ピンチをチャンスに変える市民力・地域力を支えることを責務として、市議会運営を展開していくことを決議する。

令和2年5月29日

小 野 市 議 会